

(6月22日一部修正)

新ごみ処理施設整備に係る発注支援等業務

プロポーザル実施要領

令和4年6月

大牟田・荒尾清掃施設組合

(修正箇所は下線で示す)

I 一般概要

1. 目的

本業務は、大牟田・荒尾清掃施設組合が実施する新ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）整備事業に係る設計・支援及び調査等を実施するものです。

本業務は複数の業務によって構成され、ごみ処理施設や公害防止に関する専門的な技術や経験、高度な知識が求められる業務です。また、業務遂行にあたっては、業務間の連携かつ確実な遂行力が求められることから、公募型プロポーザルにより委託業者を選定します。

2. 事業スケジュール（予定）

新ごみ処理施設の供用開始までの事業スケジュールを以下に示します。下記のスケジュールは、本業務を含む年度ごとの概略スケジュールであり、本事業によって整備する新施設の供用開始は、令和10年4月を予定しています。

新施設供用開始までの概略スケジュール

| 業務 \ 年度 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|-----------------------------------|--------------|----|----|----|----|----|-----------------|
| 発注支援業務 （基本設計業務） （事業者選定支援業務） | ■ | | | | | | |
| PFI等導入可能性 調査業務 | ■ | | | | | | |
| 生活環境影響調査 | ■ ※別途発注業務 | | | | | | |
| 新ごみ処理施設 建設工事 | | | ■ | | | | 令和10年4月 供用開始 |

3. 業務の概要

(1) 業務名

新ごみ処理施設整備に係る発注支援等業務

(2) 業務内容

詳細は、別紙仕様書による。

- ①発注支援業務（基本設計業務、事業者選定支援業務）
- ②PFI等導入可能性調査業務

(3) 委託期間

契約締結日～令和6年3月31日

(4) 事務局

大牟田・荒尾清掃施設組合

〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2-3

電話・FAX：0944-41-2727

Eメール：e-rdfcenter@city.omuta.fukuoka.jp

(5) プロポーザル提案上限額

38,473,600円（消費税及び地方消費税の額を含む）以内とします。

4. 本プロポーザルの実施スケジュール

| | |
|-------------------|--------------|
| 募集開始（公告） | 令和4年6月10日（金） |
| 質問書の提出期限 | 令和4年6月17日（金） |
| 質問書に対する回答期限 | 令和4年6月22日（水） |
| 参加表明書の提出期限 | 令和4年7月1日（金） |
| 一次審査書類の提出期限 | 令和4年7月1日（金） |
| 参加資格審査及び一次審査結果通知 | 令和4年7月8日（金） |
| 二次審査書類の提出期限 | 令和4年7月25日（月） |
| 二次審査（プレゼンテーション審査） | 令和4年7月下旬予定 |
| 二次審査結果通知 | 令和4年8月上旬予定 |

II 選定・審査

1. 選方法定

参加表明書を提出し、参加資格審査を通過した者の中から、一次審査により5者を選定します。その後、一次審査で選定された者を対象に二次審査を実施し、最終選考の上、優先交渉権者を選定します。

2. 参加資格等

参加者の応募資格は、参加表明書の提出日現在において以下の要件を満たす者としします。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②令和4年6月1日現在において、大牟田市及び荒尾市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- ③参加表明書の提出日から契約締結の日までの期間において、大牟田市・荒尾市のいずれからも指名停止を受けていない者であること。
- ④平成24年度以降に、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の規定に基づき一般廃棄物を処理する目的で設置された一部事務組合若しくは広域連合、又は法律に基づき地方公共団体が共同出資した法人を含む。）が発注したエネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本設計業務（発注仕様書の作成を含む。）について、元請として受注し、参加表明書の提出日までに完了した実績を有する者であること。
※エネルギー回収型廃棄物処理施設はごみ焼却施設を意味し、メタンガス化施設を含まない。
- ⑤管理技術者は、技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に基づく技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）の資格を有し、かつ、平成24年度以降に受注し参加表明書の提出日までに完了したエネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本設計業務（発注仕様書の作成を含む。）の実績を有する者であること。
- ⑥調査技術者は、技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）の資格を有し、かつ、平成24年度以降に受注し参加表明書の提出日までに完了したエネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本設計業務（発注仕様書の作成を含む。）の実績を有する者であること。
- ⑦「I 一般概要、3. 業務の概要、（2）業務内容」に示した①②のそれぞれの業務において以下の要件を満足する主担当技術者を配置できること。

《主担当技術者の要件》

◆発注支援業務

技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）の資格を有し、かつ、平成24年度以降に受注し参加表明書の提出日までに完了したエネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本設計業務（発注仕様書の作成を含む。）及び事業者選定支援業務の実績を有する者であること。（実績については、施設規模：150 t /日以上であること。）

◆可能性調査業務

技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）の資格を有し、かつ、平成24年度以降に受注し参加表明書の提出日までに完了したエネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係るPFI等導入可能性調査業務の実績を有する者であること。（実績については、施設規模：150 t /日以上であること。）

※発注支援業務、可能性調査業務の兼務は可とする。

⑧建築担当技術者として、一級建築士の資格を有し、かつ、平成24年度以降に受注し参加表明書の提出日までに完了したエネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本設計業務（発注仕様書の作成を含む。）の実績を有する者であること。

⑨⑤、⑥、⑦、⑧に示した配置予定技術者は、受託者と直接的かつ恒常的雇用関係にある者であること。

⑩管理技術者と照査技術者は兼任できない。

⑪会社更生法、民事再生法に基づく更生、再生手続き開始の申立がなされていない者であること。

⑫市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

⑬次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

なお、プロポーザル応募者が契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

3. 質問の受付及び回答

質問書（様式1）を電子メールにより事務局まで提出してください。メール送付後は必ず受理確認を行ってください。質問に対する回答は、ホームページで公表します。

なお、口頭による質問は受け付けません。

4. 参加表明書及び一次審査書類の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び一次審査書類提出届（様式2）及び一次審査書類（様式3～様式6）を事務局へ持参又は郵送してください。参加表明書及び一次審査書類提出届の提出部数は1部、一次審査書類は3部とします。持参する場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。なお、郵送の場合は、期限内に必着とします。

なお、参加資格審査結果は、一次審査結果とあわせてメール及び通知書にて連絡します。

【提出書類一覧】

| | 提出部数 | 備 考 |
|------------------------|------|--------------------------------|
| 参加表明書及び一次審査書類提出届（様式2） | 1部 | — |
| 会社概要調書（様式3） | 3部 | 会社案内（パンフレット等）を添付してください。 |
| 企業等の業務実績調書（様式4-1～4-3） | 3部 | 履行が確認できる書類を添付してください。 |
| 業務実施体制（様式5） | 3部 | 資格証及び健康保険証等の写しを添付してください。 |
| 配置予定技術者の経歴等（様式6-1～6-6） | 3部 | 管理技術者、照査技術者、主担当技術者及び建築担当技術者のみ。 |

5. 二次審査書類の提出

（1）提出書類及び提出部数等

| | 提出部数 | 備 考 |
|----------------|---------------|--|
| 二次審査書類提出届（様式7） | 2部 （正副各1部） | — |
| 技術提案書（任意様式） | 正1部 副8部 | <ul style="list-style-type: none"> ・A4版、縦置き、横書きとしてください。 ・文字の大きさは10.5ポイント以上としてください。（図表を除く） ・枚数上限は7枚以内（14ページ以内、表紙・目次を除く、A3版1ページにつき、2ページとして計上）とします。 ・専門知識を有さない者でも理解できるよう、分かりやすい表現としてください。 |
| 見積書 | 正1部 副8部 | <ul style="list-style-type: none"> ・見積書様式に内訳及び積算内容等を明示してください。 ・表紙（任意様式）をつけて提出してください。 |

（2）技術提案書への記載事項

- 1) 業務の実施方針
- 2) 業務の実施内容
- 3) 業務の実施工程
- 4) 業務の実施体制
- 5) 業務の実施における工夫等

（3）提出方法

上記書類を郵送又は持参により事務局まで提出してください。持参する場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

6. 審査・選定

（1）審査方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとします。審査は二段階審査方式で実施します。

本施設組合職員及び両市の関係職員で構成する審査委員会において、提出書類について審査基準に基づき審査を行い、一次審査の点数を含む二次審査の得点が最も高い事業者（優

先交渉権者)と契約交渉を行います。

なお、二次審査の得点が同点となった場合は、業務の実施体制及び企画提案の合計点数が高い事業者を上位の順位とします。さらに同点となった場合は、企画提案の点数が高い事業者を上位の順位とします。

(2) 一次審査

一次審査では、下表【一次審査評価項目等】の内容について事務局にて評価を行い、評価点の高い者の中から上位5者を選定します。一次審査結果は、参加者全員にメール及び文書にて通知します。

審査結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けません。

【一次審査評価項目等】

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|------|-------|-------------------------------|-----|
| 企業評価 | 業務実績1 | ごみ焼却施設に係る基本設計業務の受託実績 | 10点 |
| | 業務実績2 | ごみ焼却施設に係る事業者選定支援業務の受託実績 | 10点 |
| | 業務実績3 | ごみ焼却施設に係るPFI等導入可能性調査業務の受託実績件数 | 10点 |
| 合 計 | | | 30点 |

(3) 二次審査

二次審査では、一次審査の点数を含む下表【二次審査評価項目等】の内容について審査委員会にて評価を行い、優先交渉権者及び次点候補者を選定します

プレゼンテーション審査については、20分間の説明、10分程度の質疑応答を予定しています。技術提案書に基づいて作成した説明資料(プレゼンテーションに使用するパワーポイント資料等)の配布は認めますが、提案内容を補足する追加資料や技術提案書に記載のない追加資料等の配布は認めません。技術提案書の説明は管理技術者が行うものとし、パソコン等の操作者を含め出席者は4名以内とします。なお、会場や時間等の詳細な内容については、別途連絡することとします。

審査結果は、二次審査参加者全員に速やかに文書で通知します。審査結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けません。

【二次審査評価項目等】

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|-----------|--------------------|---|------|
| 一次審査の点数 | | 一次審査の点数 | 30点 |
| 技術提案内容 | 業務の実施方針 | 本業務の特性を踏まえた上で、業務遂行の基本的な考え方や実施方針が設定されているか。 | 10点 |
| | 業務の実施内容 業務の実施工程 | 本業務を遂行するにあたり、仕様書に定める業務を適切に把握し、実行できる内容(工程)となっているか。 | 10点 |
| | 業務の実施体制 | 本業務を遂行するにあたり、有資格者を含めた人員配置、業務分担が適切であるか。 | 10点 |
| | 企画提案 | <ul style="list-style-type: none"> 建設予定地にあたり現状認識・課題解決が適切か。 発注支援等業務、PFI等導入可能性調査業務に係る提案が実績等に基づく実現性の高いものとなっているか。 資料が根拠に基づいた分かりやすい説明となっているか。 | 20点 |
| プレゼンテーション | | <ul style="list-style-type: none"> 業務及び提案内容に対する知見・技術力・意欲、積極性はあるか。 質疑に対して、的確かつ分かりやすく適切な回答であったか。 | 10点 |
| 見積金額 | | 見積額の妥当性 | 10点 |
| 合計 | | | 100点 |

(4) 提案者が1者のみの場合の取扱い

技術提案書等の提出者が1者のみの場合においても、上記(2)、(3)の審査方法により審査を行います。

7. プロポーザルの取りやめ

参加表明書等の提出者又は技術提案書等の提出者がいない場合は、本プロポーザルを取り止めます。

8. 契約の締結

(1) 審査委員会で特定された最も優れた提案の提出者に対し、本業務に係る委託契約の優先交渉権が与えられます。

(2) 優先交渉権を与えられた者との協議が整った場合は、当該者と契約を締結します。なお、協議が不調となった場合は、次点候補者を交渉権者とします。

(3) 優先交渉権を与えられた者が契約までの間に失格事項が判明した場合又は辞退した場合は、次点候補者を交渉権者とします。

(4) 契約締結後においても失格事項又は不正行為と認められる行為が判明した時は、契約の解除ができるものとします。

III その他

1. 技術提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします。

(1) 審査書類を期限内に提出しない者

(2) 公募の告示日から審査委員会における全ての審査が終了するまでの間、審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた者

(3) 提出書類に虚偽の記載又は法令等に違反する表現をした者

(4) プレゼンテーションに正当な理由なく欠席した場合

(5) 見積書の金額が予算額を超過した場合

(6) その他、審査委員会が本要領に違反すると認めた場合

2. 技術提案書の取扱い

(1) 技術提案書に記載された内容については、原則変更は認めません。

(2) 技術提案書に記載した予定技術者は、本業務が全て終了するまで変更できません。ただし、病休、死亡、退職等極めて特別な理由により変更を行う場合は、その限りではありません。

(3) 提出された全ての技術提案書は返却しません。

(4) 提出された技術提案書等は、選定作業等に必要な範囲において複製を作成する場合があります。

(5) 本組合は選定された技術提案書等の内容に拘束されないものとします。

3. その他

(1) 辞退する場合は辞退届(様式8)を事務局へ持参又は郵送してください。

(2) 本プロポーザルの手続において使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとします。

(3) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募する者の負担とします。

(4) 参加表明書の提出は、参加を表明する者で1つとします。

(5) 本プロポーザルの結果についてはホームページにて公表します。

(6) この要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定めます。